

告 示

埼玉県告示第五百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり辞退の届出があった。

令和八年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

アズハイム所沢		名称
所沢市山口四一三 ―一		所在地
介護予防特定施設 入居者生活介護	特定施設入居者生 活介護	サービスの種類
令和八年七月一日		辞退年月日